

検討委員会の論点の提示

令和2年8月
林野庁

論点に関する基礎資料【参考資料1～4】

■ 森林管理水準に関する知見の整理（参考1,2）

■ 準備の流れ

- ✓ 森林管理水準と森林の多面的機能の関係について整理、解説した資料を整理
- ↓
- ✓ 気になる点について、出典元の確認、引用論文の孫引き

■ 留意事項

- ✓ 論文データベースなどから整理した訳ではないので、情報が網羅的ではない
- ➡ 委員からの情報提供で充実化を図りたい

■ 財産権保障に係る見解調査（参考3,4）

■ 準備の流れ

- ✓ 日本弁護士連合会に調査内容の事前添削
- ↓
- ✓ 日本弁護士連合会を通じて、会員に回答依頼

■ 留意事項

- ✓ 設問を限定したことから、処分性の極めて高い主伐の可否や、長期的な存続期間の設定の可否、保全対象や事案の大小の比較などについてデータを有しない
- ➡ 委員からのコメントを踏まえ議論したい

論点のたたき台【資料5】

■ 参考資料1～4を基に、事務局としての論点のたたき台を【資料5】として提示



資料5をベースに議論としていくこととしたい
ポイントを次項で紹介

資料5	
検討委員会の論点のたたき台	
目次	
1 科学的知見に係る論点	2
(1) 間伐の効果	2
① プラスの効果	2
② マイナスの効果	2
(2) 間伐が必要な林況	2
(3) 間伐方法	3
① 間伐率をどのように考えるか	3
② 伐採対象木をどのように考えるか	4
③ 列状間伐、群状伐採の実施をどのように考えるか	4
④ 撤出間伐（作業道の作設）をどのように考えるか	4
(4) その他の論点	5
① 樹種による違い	5
② 主伐（皆伐）の取扱	5
③ 間伐では対応し難い場合	5
④ 免伐を求める公益的機能が拮抗する場合	5
2 財産権保障に係る論点	6
(1) 免伐が求められる公益的機能	6
(2) 処分性の程度問題	6
① 伐採の範囲	6
② 存続期間の長短	7
③ 持分割合の考慮	7
(3) リスクマネジメント	7
① リスクをどこまで回避するか	7
② リスクをどこまで想定するか	7
3 指標及びガイドライン（案）	8
(1) 対象とすべき森林（経営管理権の設定が必要かつ適当と言える森林）	8
(2) 経営管理の内容	8

資料5	
1 科学的知見に係る論点	
(1) 間伐の効果	
① プラスの効果	
・立木本数が減少することで、樹冠遮断量や蒸発散量が減少し、水供給量が増す（1～2割増加するという知見あり）。	
・林床の光環境が改善され、下層植生の発達し、土壌の浸透能が増すほか、土壌の浸食が抑えられる（間伐をしなければ、土壌の浸食量が10倍になるという知見あり）。	
→それでも、通常の間伐の効果は5～10年程度。	
・立木の直径成長が促進され、根系も発達し、斜面崩壊や風倒などへの抵抗力、崩壊土砂の捕捉力が増す。	
② マイナスの効果	
・間伐直後は一時的に崩壊防止機能の低下が起こる。	
→若齢林の場合や過度な強度間伐を実施した場合を除けば心配は不要か。	
・施業による林地攪乱により、土壌の浸透能を低下させ、土砂流出量を増やすおそれ。	
→とりわけ、作業道を設置した場合や強度間伐の際に顕著。	
・施業方法を正しく選択しなければ、風倒などの気象害リスクを伴うおそれ。	
(2) 間伐が必要な林況	
・立木密度が過密となっている（例えば、収量比数0.8以上、相対幹距比14未満で過密という知見あり）。	
・下層植生が消失している（下層植生がないと、水源涵養機能も土壌保全機能も低い。相対照度20%以上が望ましいという知見あり）。	
〔参考〕事務局の手引では、収量比数0.85を基準としているほか、森林経営計画制度においても、下層植生を推進すべき森林にゾーニングした場合において、当該森林の収量比数が0.85を超えているものにつき、0.75以下に落とすように施業を計画しなければならないこととされている。	
林分密度管理図が当てはまらない森林が多々ある中で、国の指針に相対幹距比が採用されていない（なぜなのか）。	

【論点1】対象とすべき森林

- 森林経営管理法の特例措置を運用する場合にあって、特に森林管理が必要なケース、優先的に行うべき森林の現況について、どのように考えるか。

■ 知見整理を踏まえた論点

- ① 立木密度が過密となっている森林は早急に間伐を実施する
 - ✓ 過密状態をどのように評価するか（特例措置を講ずるにあたり、最適な数値指標は何か）
 - ✓ 通常使われている収量比数 ≥ 0.8 、相対幹距比 ≤ 14 はどうか
 - ✓ 樹冠長率（ $\leq 30\%$ ）や形状比（ ≥ 80 ）を指標にできないか
- ② 目視情報による判断基準を設ける
 - ✓ 下層植生の消失、表土流出の跡などは指標にできないか
- ③ 立地条件や樹種に関する留意事項を設ける
 - ✓ ヒノキ林を優先すべきか
 - ✓ 傾斜や土質で留意すべき基準はないか

■ 見解調査を踏まえた論点

- ① 山地災害防止や水源涵養のための管理を優先する
 - ✓ 保全対象の種類（宅地・農地）、範囲（森林に隣接・近傍）、程度（資産価値の大小）などを考慮するか
 - ✓ 事案が起こる蓋然性をどのように評価するか、蓋然性により見解が異なるか
 - ✓ 上記のケース以外での活用は考えられるか
- ② 財産権の制限は最小限とする
 - ✓ 切捨て間伐を基本としつつも、例外的に搬出間伐を可能とする場合がないか
 - ✓ 経営管理の目的や伐採の程度を決定する上で、不明共有者の持分割合をどの程度考慮するか

【論点2】 森林管理の内容

- 森林経営管理法の特例措置により森林管理を行うこととした場合において、取り得る管理の選択肢が複数ある場合、どのような管理方法を選択すべきか。

■ 知見整理を踏まえた論点

- ① 定性間伐、下層間伐を原則とする
 - ✓ 劣勢木を伐採し、優勢木を育成する
 - ✓ コスト負担を減らすため、列状間伐を導入できないか（列状間伐でもよい場合はないか）
 - ✓ コスト回収のため、優勢木を伐採することは許容されるか
- ② 間伐率、間伐回数は柔軟に選択する
 - ✓ 目標林型として具体的な数字目標を置けないか（胸高直径 $\geq 24\text{cm}$ 、立木密度1,000本/haなど）
 - ✓ 強度間伐、弱度間伐の繰り返しも選択肢にできないか
- ③ 路網の新設は慎重にする
 - ✓ 地域一体管理のために限定する
 - ✓ 使用後の後処理をする

■ 見解調査を踏まえた論点

- ① 搬出間伐により、管理費用を捻出することも可能とする
 - ✓ 搬出間伐を可能とするケースをどのように考えるか
 - ✓ 管理費用を捻出するため、収益を増やすべく優勢木の伐採も認められるか
 - ✓ 管理費用を抑えるため、列状間伐とすることは認められるか
- ② 必要に応じて処分性の高い行為を認める
 - ✓ 管理のためとはいえ、処分性が高いと認められる強度間伐は認められるか
 - ✓ 間伐をくり返すために、長期間の存続期間を設定することは認められるか

【論点3】 その他（追加検討事項）

- 特例措置が措置されているとは言え、所有者不明、共有者不明の森林について、**森林経営管理法**で対処しない方がいい事案はないか。

- ① **間伐を実施すること自体にリスクを伴う場合**

- 例) 樹冠長率が著しく低く ($\leq 20\%$)、間伐を実施することで風倒リスクが高まる

- ② **間伐を実施しても、森林の機能の回復・発揮が見込まれない場合**

- 例) 急傾斜地にあり、立木密度をコントロールしたところで、土砂災害リスクを回避できない

- 注) このような場合において、市町村が特例措置を講じなかったことについて、責任は言及されないという理解でよいか。

- **主伐（皆伐）の実施可否**について、どのように考えるか（可能な場合がないか）。

- ① 森林の**公益的機能の発揮**のため、主伐（皆伐）を実施し、再造林する場合

- 例) 森林の荒廃が著しく進んでおり、植え替えることが将来的にも最善

- ② 周辺と一体となって主伐（皆伐）を実施することで、**最大限の利益が実現**される場合

- 例) 周辺で皆伐が実施される見込みであり、浮島のように立木が取り残される